

## 知っているようで本当は知らない Etc. ～『領収書』と『発票(ファーピャオ)』

中国の日本料理屋やクラブなどで飲食をして支払をする際、店側から「領収書は、『中国の領収書』が必要ですか、それとも『日本の領収書』でもよいですか？」と質問されることがあります。中国での滞在が長い方であれば、当然『中国の領収書』を要求されるものと思います。しかしながら、いったい『中国の領収書』と『日本の領収書』とは、何が異なるのでしょうか。今回は、『領収書』と『発票(ファーピャオ)』の違いをご説明します。

### 1、支払の証拠としての領収書

日本でいう領収書とは、モノやサービスの提供の対価として金銭の支払を行った際、支払を受領した側が受領した証拠として作成する書類をいいます。通常、領収書には受領者が押印やサインをして作成しますが、広い意味では、コンビニなどでもらうレシートについても領収書といえます。

中国では、このような書類のことを「収拠」や「収条」といいます。

### 2、納税の証拠としての発票(ファーピャオ)

しかしながら、一般的には、『中国の領収書』というと「発票(ファーピャオ)」のことを指すものと考えられています。

この「発票(ファーピャオ)」とは、増値税や営業税の徴収管理上発行される書類をいい、すべての「発票(ファーピャオ)」は税務当局の管理の下にあります。そのため、金銭の支払いを行った際に「発票(ファーピャオ)」が発行されるということは、この取引について適正に税務当局の管理の下で増値税や営業税の徴収管理が実施されている、ということの意味することになります。

このように、「発票(ファーピャオ)」とは、税務当局による税金の徴収管理上発行される、いわば納税の証拠としての意義を有する資料といえます。

### 3、『領収書』と『発票(ファーピャオ)』の違い

では、日本でも中国でも、領収書があれば支払の証拠となるにもかかわらず、なぜ中国では支払を行った際に「発票(ファーピャオ)」が必要となるのでしょうか。これには、大きく二つの理由があります。

#### (1) 企業所得税計算上の基準

企業所得税額は、収入から支出を差し引いて課税所得を計算しますが、すべての支出を売上から差し引くことが認められているわけではなく、原則として「発票(ファーピャオ)」が具備される必要があるものとされています。誤解を恐れずに言うのであれば、会社の経費を処理するに当たっては、領収書のみではなく、原則として「発票(ファーピャオ)」を具備する必要があります。

#### (2) 増値税の仕入税額の認識

納税される増値税額は、仮受した売上税額から仮払いした仕入税額を指し引いて計算します。この売上税額、仕入税額ともに増値税専用発票をもって認識されることになります。そのため、仕入先に仕入税額を仮払いし、税額も含めた領収書を受領したとしても、仮に増値税専用発票(ファーピャオ)を受領していない場合には、増値税の納税額計算上、仕入税額が仮払いされているものとは認識されません。